

議案第 86 号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を改めるため、提案するものであります。

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。